

## 「聞こえない人の暮らしの実態と高松裁判について」

近藤龍治氏講演（公益社団法人 香川県聴覚障害者協会理事長）

おはようございます。香川県聴覚障害者協会の理事長をしております近藤と申します。聞こえない人の暮らしの実態と高松裁判についてというテーマでお話します。よろしくお願いいたします。

みなさんは手話を学んで聞こえない人との付き合いがあると思います。私たちろう者に一番必要なのは何か？二つありますね。まずコミュニケーション、大切ですよ。例えば、聞こえる人が音声言語で話した時、手話通訳がそこにいればその内容を理解して返事をしてコミュニケーションが成立します。もう一つは情報、情報も必要。情報の必要性はわかりますか？聞こえる人同士の会話、私にはわかりません。関係のない内容だとしてもそれを聞くことはできません。聞こえる人の場合は他人が自分に関係のない会話をしている、それが自然と耳に入ってきて情報が蓄積されていきます。次にその情報を活かすことができます。聞こえない人は手話がついているときだけ、話が理解できる。聞える人同士の会話は耳には入ってきませんね。だから内容もわかりません。例えば、聞こえる人の場合は自分の後ろ側で誰かが話をしていても、今のブームだったり、おいしいお店の話だったり、旅行の話だったり、家庭のことだったり、いろんな情報が耳に入ってきます。聞こえない私は手話がついているときだけ情報を得ることができます。その差はとても大きいです。その差をうめるためにこの二つ、コミュニケーションと情報が必要不可欠です。みなさんも一緒に考えていただきたいのですが、手話通訳をする時、ろう者がいたら手話通訳をしますね。そして通訳が終わります。例えば講師の先生が雑談されている時、これは通訳しなくていいなと思って待機しているとろう者は講師は何を話しているんだろうととても気になります、不安になります。みなさんも慣れてしまっていて、もういいわと気にならないかもしれませんね。それについて考えていただきたいのです。今日の講演の中で情報とコミュニケーションについて何度も出てきますので一緒に考えて下さい。

コミュニケーションの意味、分厚い辞書を開くと書いてあります。あらためて見ていただきたいと思います。つまらないな一、難しいことが書いてあるから要らないと思われるかもしれませんが。「社会生活を営む人間の間に行われる知覚・感情・思考の伝達。言語・文字その他視覚・聴覚に訴える各種のものを媒介とする。」とあります。聞くことができない人にとってはこの4つのうち一つが失われているということになります。それが情報格差となります。次に情報の意味です。さまざまな情報が届き、その時に判断を下すことができます。たとえば、ケーキがあります。そのケーキを食べたいと思います。見るだけではわからない情報があります。先生がこれはどんな牛乳を使っていて、どのようにおいしくてと、いろんなうんちくを語ってくれます。このような情報を得るとますます食べたくなりますね。突然見たことのないものを出されてもわからないですが、それについての情報を得ることで、あ、これはおいしいんだ、買いたいなという気持ちが起こります。そういう意味が情報にはあります。コミュニケーションをやりとりするだけなのか、情報を提供した後はもう知らないということでもいいのかこの二つについて改めて考えていただきたいと思います。今からお話ししたいことそれは情報とコミュニケーションは私達の生きる権利であるということです。それをはっきり申し上げたいと思います。

今、裁判をしています。みなさんに様々なご支援をいただきました。ありがとうございます。裁判をきっかけにして全国の方から本当にたくさんの応援をいただきました。また、どうして裁判なんかするのかというご意見も頂いています。支援しますよという意見もありますが、当然全国のみなさんが同じ考えということはありません。いろんな意見があってもいいと思います。何故裁判を

始めなければならなかったのかというところからお話したいと思います。

先ほどもお話しましたが、ろう者が困ることは何か、ここに4つ書いてあります。手話通訳の派遣を頼んでも断られる。手話通訳者の都合で日程の変更を頼まれる。例えば朝10時から通訳をお願いしたいという昼からにして下さいと言われる。仕方ないなという状況があります。それから通訳現場に行くと手話通訳者が来ていない。1時間遅れてやってくる。そして手話ができないからと言って書いてくれます。ろう者が読み書きができる人ならいいですが、文章を読んでも意味が分からない人にとってはそれでは意味がないですね。そういう不満の声も届きます。これらのことが本当にありました。これは裁判を起こす前からの状況です。みなさん信じられない、嘘じゃないかと思われると思いますが、本当なんです。たくさんの事例がありました。それをきっかけにして私達の議論が始まりました。本当のことをいうとこういう背景が裁判を起こす前にあったんです。みなさん新聞などでご覧になっていると思いますが、裁判に訴えたことで、高松市の要綱が変わりました。これは以前の話です。高松市の通訳派遣は、手話奉仕員が圧倒的で通訳者は少ししかいませんでした。要綱の中には手話奉仕員も派遣できるという昔からの文言が残っています。

香川県の人口をご存じですか？今は80万人。兵庫と比べるととても少ないと思います。80万人の半分が高松市にいます。高松市は42万人の人口です。残りが高松市以外の香川県にいる小さな市の住民です。半分ずつということになります。つまり高松市かそれ以外かというのは2分の1の確率ですね。ろう者は高松市が多いです。そういう香川の実態があります。高松市にたくさんろう者が住んでいるというのは人口が半分だということからもわかりますね。230人協会の会員がいます。その半分以上が高松市に住んでいるろう者です。会員に入っていない方もおられますので、ろう者の数はもっとたくさんいるということになります。半分以上の人口がろう者も含めて高松市に集中しています。ですから手話通訳が必要な数も高松市が圧倒的に多いということになります。

もう一つお話しします。高松市は高松市身体障害者協会というところに派遣事業を委託しています。そこから通訳者は派遣されています。高松市以外の市町の場合は香川県聴覚障害者協会が各市町と委託契約をして派遣事業を実施しています。手話通訳の申請をする時は自分が住んでいる市役所に申請をします。そして市役所が香川県聴覚障害者協会福祉センターに申請手続きをするという流れです。けれど高松市の場合は、身体障害者協会が直接通訳を受けて協会から派遣をしています。このように高松市と高松市以外の市町とでは派遣事業の流れが違うわけです。私自身は高松市の住民ではありません。市外のもので、高松市からのいろいろな問題や課題について香川県聴覚障害者協会に出されるので、それを受けて私自身は高松市のことも一緒に考えながら活動をしています。

高松市の地域生活支援事業として手話奉仕員と要約筆記奉仕員の派遣事業を実施しています。その事業で手話通訳派遣をすることができるのですが、実は他の市も手話奉仕員派遣事業というふうには要綱には書いてあります。でも実際は手話通訳者を派遣するようにコーディネートをやっているのです。ただ、高松市の派遣の場合は奉仕員の派遣をやっています。手話通訳者でなくても奉仕員であれば誰でも派遣に行ける、というような状況なのです。そこで私達は高松市に対して他の市町と同様に手話通訳者として知識や専門技術を備えた通訳者を派遣してほしいと言っています。奉仕員は聞こえない人達と会話はできますが、手話通訳者としての活動はできません。ですので、手話通訳の派遣事業には奉仕員の派遣ではなく手話通訳者を派遣してほしいとずっと高松市に対して言ってきましたが、なかなか認めてもらえない、そういう状況がありました。

みなさんのお手元に資料はお配りしてありますので、それはあとで読んでいただければいいのですが、ポイントのところだけお話を進めます。派遣要綱の中にこういう項目があります。赤いところを注目してください。「…外出し…」とあります。家の中の派遣は認められないということなのです。例えば、家の中で財産のことや家庭内のことをお話することもあるでしょう。また、お葬式

や法事など今は外の会館などでされることが多いですが、以前は家でしていたと思います。その個人の家でのコミュニケーションのための手話通訳派遣は認められなかったんです。「外出し」という項目のためにそのような制限があったのです。そして団体の活動に参加するというのも認められませんでした。市が主催する行事などはほとんど OK なのですが、市以外のいろいろな会合などには認められないということもありました。社会参加したいという時に手話通訳の派遣は実施されるのですが、市長の判断ということで、自分が何かをしたいと希望するときにそれが制限されるということもありました。その中でも疑問に思っていることがあります。学校教育での家庭訪問は OK なんです。学校の先生は公務員という立場だからだと思われるのですが、家庭訪問については外出ではなく家の中ですが、認められていました。

そして派遣の範囲は市内に限るとあるのです。先ほど言いましたように香川県の人口の半分が高松市に集中しています。でちょうど地図でいえば香川県の中央に位置するところに高松市があります。みなさん、香川県の地図をイメージして下さい。真ん中が高松市、右側が徳島、左側は愛媛との県境になります。私は愛媛の方に近い地域に住んでいるのですが、30分も車で走れば愛媛県というようなところにいます。高松市の左隣が坂出市というところで瀬戸大橋があるところです。丸亀という地名ご存知ですか？その丸亀という地域が高松市の次に大きい市なんです。手話ではこういうふうにします。そこには大きな病院とか学校などがあって市の境を越えて行き来する、そういう生活の実態があっても境を越えると市外になってしまいます。ですから市外の派遣は認めないということで派遣が実施されないことになります。高松市内中心で生活するにはいいですけども、高松市の端の方の地域、他市と隣接する地域などは生活上市外へ行くことも多いです。高校の区域なども自分の市内の高校ではなく、隣接する地域の高校へ通学することもあるでしょう。またいろいろな用件で岡山や兵庫や大阪などに行くこともあるでしょう。そのような状況も説明しながら市外の派遣を認めてほしいと交渉をしましたが、それはできないということだったんです。

派遣の取り扱いの内規の中に区分があります。派遣対象区分、教育の中に入學式・卒業式、進路相談などがあります。社会参加に関する事ということで講演会・講座・研修会などはかまわないと書いてあります。研修会などについて要約筆記は認められていますが、手話通訳は認めないと書いてあります。何故でしょうか？これは変えてほしいと要望しました。実施要綱を見ますと高松市の要綱は市の都合に合わせているように感じます。又、教育は中学校までは派遣できるけれども高校は派遣できないという回答でした。高校は関係ないのでしょうか？おかしいと思いました。団体派遣について先ほど言いましたが、これはできません。社会参加のための講座とか研修会、これはかまわないと書いてあるのに、日曜教室の通訳を団体依頼すると拒否されました。仕方ないので私たちがお金を払って開催していました。みなさん新聞でご覧になったと思いますが、高松市は人権尊重都市宣言というのを出しています。実際にやっていることと全然合わない、おかしいということで意見を出しました。

要綱のポイント①～④の4番目ですね。土曜日、日曜日の緊急の依頼ができません。土曜日、日曜日に一番多いのは何だと思いませんか？病院ですよ。突然体調が悪くなって通訳が必要だけれどもお休み、そういった例がたくさんあります。先ほども言いましたが、背景を言いますと高松市の通訳コーディネーター、これは通訳士一人だけです。登録は高松市だけにかたまっています。香川県聴覚障害者協会の方に登録していれば、一番近い人に行ってもらうことができますが、登録者は他の地域で活動しているので実際に行くことができない。高松市の人はみんな行けないということになると他から来てもらうことができないんです。みなさんも同じかもしれませんが、手話通訳登録者がみんな仕事を持っているということもあります。通訳専門でやっているわけではないので、その人たちをコーディネーターするのは大変です。その辺について高松市と相談しましたが、高松市で



市が言う決まり文句をご存知ですか？「前例がありません」前例がないから変えなければならないというんですけれども市としてはなかなか受け入れてくれないのです。市長ではなく福祉課とあって話をします。私たちはどうすればいいんでしょう？あなた自身のことだったらどう思いますか？と話をするんですが、「いえ決まりに書いてありますから」とうまくかわされてしまいます。法律に、要綱に、書いてあるということで紙の力が強いんです。この紙に書いてあるということで断られてしまいます。何度も腹が立つことができました。ケンカをしたら終わりなので我慢をするんですけれども、私の性格を言いますとちょっとビビリ屋なのでうまくかわされてしまって、手話が速くなってしまったということを知っています。おかしいと思うと怒って手話が速くなるんですけれども、うまく言えたかどうか分かりませんが、みんなからはよかったよと言われて安心をしました。ろう者のことを考えると無視ができないことです。ろう者の代表として高松市の立場だったらどうか、ろう者の立場だったらどうかということを立てを変えて考えますけれども、いろんな壁にぶち当たることができました。今までろうの先輩が活動してこられたこと、すごいことだと思います。社会を変えてこられましたよね。たくさんの法律や制度を変えてきた私たちの先輩方、小さいか大きいかは関係ないですけれどもこの小さな取組みでも大変なのにやはりこれから生まれてくる子供たちのために一番大切なことは何か、今私たちが変えないと自分たちの先輩はだめだなあと言われてしまうという迷いも起こります。そういう葛藤もたくさんありました。でも時は待ってくれません。時間はどんどん進んでいきます。市は変えませんというし、通訳は必要です。やっぱり手話は必要だ、なぜ断られないといけないのか。

今までいろんな報告を聞いてきてびっくりしたことがあります。「病院の予約をしていたのに通訳者が勝手に予約を変更した。どう思いますか？」と聞かれて本当に驚きました。それはなぜかというところろあ者は予約をして通訳の申請をしたところ、通訳者がその時間は無理だからといって病院に自分で電話をしたんです。そして予約を変更して「この日に来てください。私も行きます」とろあ者に伝えてきたというんです。ろあ者もビックリして不満を私に伝えてきました。このやり方はおかしい！ということで抗議をしました。それは高松市の知らないことだったんですね。通訳者の集団があってそこで勝手にしたようなんですが、当然抗議をします。私たちは高松市に抗議をするんですが、高松市は知らなくて通訳者がやっていることということで抗議をしてもすれ違ってしまいます。ますます腹が立って、これはきちんと取り組まないといけないということで質問状を作りました。そして、「調べますから待って下さい、調査します。」という返事しかこなくて最後には「すみませんでした。」と謝罪の言葉がありましたが、簡単に謝って済むことでしょうか？当事者であるろあ者は「もういい、かまへん、かまへん。」と言って終わってしまうんです。こちらは本当に腹が立っているんですが、本人は「もういい、もういい」と言ってしまうんですね。手話通訳者の数が足りない、コーディネートは大変かもしれない、けれどもこれをほっておくと制度というものが後退してしまう。このままではいけない。間違っているということで市と一緒に取り組んでくれればいいんですが、一緒には取り組んでくれない。交渉しても平行線になってしまう。平行線どころかどんどんその幅が広がっていく、遠ざかっていくような気がします。高松市には高松市聴覚障害者協会があります。最初は要綱を変える前にそのコーディネートをしている手話通訳士を辞めさせる会というのができてしまいました。感情が先走ってしまったかもしれません。それが正しいかどうか分かりませんが、勝手に病院の予約を変えてしまったことは要綱を勝手に変えて運用したということと同じだと思うんです。

そして改めて高松市の協会とこれからどうしようかという話し合いをする中で今回の事件が起きました。池川さんが通訳の申請をしたお話はみなさんご存知ですね。娘が今度進路を決めるにあたり、オープンキャンパスというのが開かれる。保護者への説明会があるので東京の学校に行きたい。

だから通訳をお願いしたい。と申請をして高松市に断られました。その様子を日聴紙にも掲載したように絵にしました。これを見ていただければわかっていると思います。通訳者を派遣できない理由を整理しました。保護者説明会は参加が必須ではない、参加する必要があるということ、娘がいるんだったら娘と一緒にいけば通訳はいらないだろうということ、高松市外というのは要綱に合わないということ、必ず必要なものではないという考え方、オープンキャンパスというのはそんなに大切なことではないという理由、それらの理由で派遣を認めなかったということなんです。そこからわかることなんです、何度も何度もやりとりをして池川さんは手話通訳が必要であるということを書面で提出させられています。今まで通訳を依頼して許可をもらうために書面を書いたことがありますか？それをさせられたということ。それからお嬢さんの高校の教師にも意見書の提出を求めたということ。それから本当にその学校に入学するのかという確認をされたこと。オープンキャンパスというのは夏ですよ。行ってその学校を見学してそこに入るのも止めるのも自由なんですよ。それなのに入学が決定しているのなら派遣するというような言い方をされたことはとてもおかしいと思います。その当日が迫ってきても結論が出ず、断られてばかりのやりとりが続きましたので、池川さんはやむを得ず東京都の手話通訳等派遣センターに香川のセンターから依頼をして通訳を派遣してもらいました。当日は通訳の派遣を受けて内容をしっかり把握することができました。母親として娘が東京に出ていくというのは心配ですよ。どんな学校なのか、どんな勉強をするのかということを知って安心して送り出すことができます。それは知る権利として保障される必要があるんですが、それが認められなかった。必要ないと言われた。高松市のその判断はおかしいのではないかと、どうしても納得できないということで不服申し立てを提出しました。池川さんはとても勇気があったと思います。協会の役員をされていたということもあります。一般の会員さんだったら「いい、もういい、そこまではしなくていい。」と言われる方がほとんどで自分で我慢をしてしまいます。ですから裁判まで行くことはほとんどありません。池川さんは役員として活動をしていたということもあって「私が言わないとみんな変わらない。私が率先してやります。」ということを出していただいたことは本当によかったと思います。彼女の行動がなければ今どうなっていたかわからないです。

裁判をするということになった時、すぐにみんなが賛成したわけではありません。様々な議論がありました。「ほんとに裁判なんかしているの？それはおかしいんじゃないか」という意見も出ました。「きちんと話し合った方がいいんじゃないか」という意見もありました。「冷静になった方がいいんじゃないか」という意見もありました。そういうたくさんのお話し合いをした結果、やはり裁判を起こしたいという強い意志があり、最終的にはろうあ者の生きる権利ってなにか？コミュニケーションと情報が必要なんだということを確認して裁判を起こそうという結論になったんです。

今、裁判に至るまでの経緯を話しました。手話通訳の申請をした日は6月17日です。手話通訳の派遣は一週間前にすることというルールがあります。それはみなさんの地域も同じかどうかわかりませんが、早めにとということで1か月ほど前の6月17日に申請をしたんです。その後やりとりがずっと続いたわけです。そして7月12日に派遣できませんという却下の知らせが来ました。7月24日に説明会があるわけです。できませんと言われても、もうその時点で他に通訳をお願いするのは困難です。24日に手話通訳が必要だということで仕方なくセンターに相談があって、東京の手話派遣センターに香川のセンターを経由して通訳依頼をしてもらうことになりました。説明会の1ヵ月ぐらい前から仕事の休みをとったり、いろいろな準備をするわけです。バタバタする中で気持ちも落ち着きません。オープンキャンパスを終えて帰った後に不服申し立て書を提出しました。却下処分を取り消してほしいということと5,140円通訳費を払ってほしいということと言ったんです。新聞にも載りましたが、高松市長名で9月9日に補正命令というものが出されました。補正命令という

のは不服申し立てを出した時にその内容に間違いがあるということで、その間違いを直してもう一度出しなさいということです。池川さんは補正命令に応じ、再度不服申し立て書を提出しましたが、その申し立てが却下されたんです。却下の理由ですけれども、通訳の用件が終わっているので処分取り消しを求める意味がないということなんです。通訳を依頼した日は6月17日です。そこからずっと交渉を重ね、説明会が直前に迫った時に認められないという連絡が来ました。そして説明会当日が過ぎてから申し立てをしたということで、もう終わったことだからということで終わらせようとしたわけです。

でも、そんなこと納得できないですよ。法律にはルールがあって、終わったことだから意味がないという理由があるのかもしれませんが。でもこれだけの経過があってやりとりをして、実際に通訳を受けてその経過をきちんと示しているわけです。それをもう終わったことだからと、却下されるのは納得ができないということで弁護士にも相談をしたんです。弁護士の先生は「こんなことはそんなにないですよ、おかしいですね。」と言われました。そこで全日本ろうあ連盟にも相談に行き、連盟事務所で弁護士と話し合いました。その弁護士の先生が障害者に関する裁判の経験のある先生で、「どう見てもこれはおかしいです。これはきちんと裁判で戦うことができます。」と言ってくださり、久松さんからも「本当に裁判を戦う気がありますか。」と聞かれました。その時私は「はい、あります。」と即答しました。でも本当のことを言うとまだ地元ではまとまり切れていなかったんです。高松市の中ではまとまってはいても県全体としてなかなかきちんとまとまるという状況ではなかったんです。けれども、「いやあ実はまだ」というような話をそこでしてしまうと、今まで準備をして裁判をしていこうというふうに思っていたみんなの思いが意味がなくなってしまうので、その場は「やります」と即答をして、地域に帰りました。

東京に行って、弁護士の先生と裁判をやりますときちっと明言してきたのだから、今更やらないとは言えない。みんなもやる気を出してほしいと話をしました。反対やどうかなという人も含めてみんな一緒に話し合い、最後は理事長が決めるということになりました。「たかが5000円ほどをもらうためにこの裁判をするのか」という言い方をした人もいました。でもこの裁判の意義を改めて考える必要があります。東京で話し合いをしてそのあと「高松で裁判をします。」ということで協会にそのことも報告をして会議の場を持ちました。今までにない議論をして弁護団を作ってくれました。弁護団を作って、話し合いが始まるんですけども弁護団が率先して進めてくれる中で私たちはこれでいいのかなとあとを追いかける、まだ意味が分からずなかなかついていけない、そういう状況もありました。私たち聞こえない者は、生活の実態や苦しいこと、そういうことはいくらでもいうことはできます。でも、それを裁判に持つていくために整理するということがなかなか難しい。そんな中でこの活動を続けました。

活動方針ですが、3点あります。池川さんの裁判を全面的に支援すること、そして高松市に住んでいるろうあ者が安心して手話通訳派遣を受けられるように実施要綱の全面改正をめざすこと、そして全国でもきっと同じようなことが起こっているであろう、そのことに対して高松市だけの問題とせずこの実態を全国にも広めて法律の改正を目指していくこと、その3つを掲げて活動は始まりました。もし、池川さんを支援するだけであれば、また高松市の要綱を変えるだけであれば高松のろうあ者だけでやればいいことです。でも、全国に働きかけて全国でこの要綱を変えていくことを目指すということ、そこに意味があるということでまとまりました。9月28日に東京と香川県2か所同時に集会を開きました。集まっていたいたみなさんありがとうございました。目で聴くテレビを見ていただいた方もあると思います。ありがとうございました。こうして提訴することになりました。

弁護団の話では驚くことがたくさんありました。もちろん難しい、大変だ、時間がかかるという

ことは覚悟していました。ふたを開けてみると私達の想像以上に重いもので、しっかりと活動していかなければならない、ぼんやりしてはいけないということで、何度も会議をして意思統一を図りながら議論を進めてきたわけです。その時に新しい課題がもう一つ見えてきました。もう一つの課題というのは裁判所で裁判が開かれる時に必要なことです。まずは手話通訳、裁判に手話通訳は一人で大丈夫でしょうか？私が勉強になったことは刑事裁判と民事裁判その二つがありますが、刑事裁判の場合は通訳をつけることができます。民事裁判に通訳は付きません。初めてそのことを知りました。私達が提訴したのは民事裁判です。刑事裁判というのは例えば殺人だったりとかそういったことを犯した場合は刑事裁判です。民事裁判はわかりやすく言うと、例えば離婚裁判であるとかお金の関係の争いをするのが民事裁判です。今回は民事裁判となりますので、当然民事裁判では弁護士同士の話しで終わることが普通です。実際裁判所に行つてというのは時々はあるんですが、弁護士同士の話しで解決することがほとんどです。それを私達はあえて裁判所で裁判をやるということで提訴しました。裁判では原告池川さんへの手話通訳の問題と、もう一つは傍聴人への情報保障の問題が出てきました。どこまでできるのかということが問題でした。テレビで裁判所の様子を見た方がいると思います。何人もの人が座っていて裁判長が真ん中にいます。双方の弁護士が右と左に座っていて真ん中で話をする人がいます。傍聴席は後ろの方にあります。手話通訳の立つ場所はどこでしょう。今までは傍聴席での通訳というのは認められていませんでした。一緒に行った人が手を動かすことすら認められるところと認められないところがあります。それは裁判長の判断で決まるということです。それはおかしいですね。私たちろう者は聞いて知りたい、知る権利があります。それが無いということです。弁護士の中にろう者がいた場合も手話通訳は必要ですね。田門さんや若い方では若林さんという方が今回弁護団に入ってくれています。昔と比べると少しずつ広がっていますが、まだまだ課題はたくさん残っています。これを解決するために弁護団が考えてくれました。

ろう者の犯罪が増えているという背景もありますので通訳をどこまでつけられるのか、どの範囲まで認められるのかということが大きな問題になっています。ですので、きちんと情報保障の準備をしてもらえるのか、これを考えないといけないということで裁判所における手話通訳を考えるということも同時に取り組んでいきました。同時進行ということで、私たちも勉強になったんですが、今まで見えなかったことがたくさんわかってきました。私たちの身近ではないことです。悪いことをしなければ捕まることはないので、裁判は関係ないと思っていたのですが、みなさんと関係あること、例えば裁判員制度、みなさんどうでしょうか？やはり聞こえる人から見て準備を進める。ろう者から見てろう者から何か意見を出すことは少ないです。ろう者はわからないままでどうしたらいいんだろう。実際やってみたら、おかしいところが出てきますけれども、イメージができないとわかりませんよね。「聞こえない人は不便だろう」と言うけれども、実際に見ていないとわからない部分はたくさんあります。

高松の裁判が始まった時に法廷でも通訳が必要だということで、質問しました。「通訳はありますか」と聞くと「ありません」という返事でした。私達は当たり前だと思ったのにできないと言われました。私も当事者です。裁判に出席する立場です。これは一緒に考えて運動していきましょうということで取り組みました。裁判所の考え方では通訳が行くのはかまわない、ただし公費ではなく自分で通訳費を払ってくださいという考え方でした。要約筆記でしたら公費で保障できると言われたのですが、池川さんは「要約筆記よりも手話通訳がいい、手話通訳がほしい」ということを言いましたが、裁判所の回答は「要約筆記は準備できるけれども手話通訳の準備はできません。」ということでした。どうしてでしょうか？「私には通訳が必要なんです。」というと「自分で通訳料を払って連れてきてください。」という回答だったんです。裁判の場でまで自分の好きな言葉を使う権利を

奪われるということを裁判長と弁護団と一緒に話し合いました。裁判長にもしあなたがろう者だったらどうしますか？という質問をしました。そうすると裁判長はこんな感じですね。「もしも裁判長が認めれば他の裁判でも認めることになるので、裁判長にとっては今ここで認めていいのかどうかということについてとても大きな責任があります。」と。上に立つ者の苦しさだと思いますけれども。とにかく手話通訳は必要ということで何回も相談を繰り返しました。その結果、様々な資料を提示して、文字での通訳はできます、つまり要約筆記は準備できるという回答だったんですが、そうではない、私達は手話通訳が必要ということで平行線でした。結果として、自分たちで通訳料を払って通訳を準備しました。

傍聴席で通訳が立つ場所を認めてほしいということも話しました。最初は「一番端っこに立って下さい」と言われました。ろう者は裁判官の方ではなく横の方になってしまうことになります。裁判の様子をつかみながら話を聞きたいので、通訳者を真ん中に立たせてほしいとお願いしました。そうすると裁判長にお尻を向けるのは基本的には失礼だという昔からの考えがあるようで、初めはできないと言われたんです。それでもろう者から真ん中に立つことを認めてほしいということは何度も繰り返した結果、それは認められました。本当は傍聴席で動いてはいけないんです。少しでも動いたら出ていくと言われるんですけど、通訳者の場合はろう者が「ちょっと見えないから横に行って」というようなことを言うことがあるので動くことを認めてほしいということも説明をしました。けれども裁判所は通訳者が動く理由がわからないんですね。ろう者にはどういったことが必要か、手話が必要だということ、裁判長に理解してもらうために様々な情報を提供しました。パソコン要約筆記は1回目は認められなかったんですが、2回目からは認められました。車いす用にイスを取り払ってスペースを作ることができますので、そのイスを動かして、パソコンのスペースを確保しました。結果的には傍聴席の数が減り、傍聴したい人はたくさんいますので、お断りする人数が増えることになります。このようにパソコンを使うという新しい課題が出てきました。

ろう者はこれまで裁判というものにあまり関心を持っていなかったんですが、初めて自分たちが関わることになってほんとにたくさんの経験をしました。こんなことも知らなかった、あんなことも知らなかった、今まで全く気付かなかったということがたくさんありました。手話通訳が必要とは言っていましたが、本当には理解していなかったということがわかりました。これからも何か問題が起こって、その問題を解決をしなければいけないという時にはやはりみんなと一緒に動くということが大事だと思います。

初公判は4月22日に行われました。これが真の裁判所。傍聴席には手話通訳がいます。難聴者のための磁気ループも設置しました。パソコン要約筆記がプロジェクターで映し出されます。盲ろう者が傍聴するためのスペースもとりました。イスも反対向きに置いて、今会場でやっているように交代要員の通訳者の待機の席も作りました。車いすの席も付けてこれが本当に我々が求めている裁判所の姿であるということを示しました。これまで障害者は邪魔だから排除、手話通訳は邪魔だから排除、パソコン要約は使うことはできないと排除され続けていましたが、それらをすべて入れてやりました。ただしこれはボランティアでの協力になります。公費では叶わなかったんですが、ボランティアでようやく私たちが同時に裁判で何が進行しているかということを知り、理解し、考えることができる裁判となりました。これまでは、聴覚障害者はあとであとでと待つしかなかった状況がありましたが、今回の裁判ではすべてのことを同時に知る環境をつくることができました。これを本当に今後も続けていく必要があると思います。ただし課題はたくさん残っています。今後まだまだ交渉していく余地はあると思います。いつでもどこでもどんなことでも手話通訳は必要ですよ。将来、今ダメと言われている営利目的のこと、宗教に関わることにしても手話通訳は必要になってくると思います。聞こえる人と同等に知る権利があるんです。聞こえないから認められな

いということのない環境を作っていく取り組みが必要になってくると思います。

今、裁判はこのような状況で進んでいて、4月21日に裁判長から和解勧告が出されました。それで結果的には良い方向に変わってきたと言えます。何が変わったかということが高松市の手話通訳事業に関する実施要綱が全く新しいものになりました。あんなに交渉しても変わらなかったことが厚生労働省が出したモデル要綱の内容がほとんどそのまま採用されることになりました。外出に限るということも取り払われましたし、高松市外もOK、土曜・日曜日にも派遣ができるということになりました。あれほど長い間かかって変わらなかったことがすべて実現しました。我々としてはこれでいいかなという話もしていました。そして裁判長から和解勧告が出され、これから話し合ってくださいということで、あと1回最終の裁判が開かれます。7月か8月には最終の結論が出て裁判を終えることができるだろうと思いますが、高松市が認めなければそうならない可能性もあります。

これまでの取り組みでわかったこと、それは人の愛、知恵、力、心。愛というのはみなさんの支援です。仲間がいるということ。知恵というのは弁護士さんなどからいろいろなことを教えていただき、学ぶことがたくさんあったということです。力というのは全国のみなさんのカンパとか支援活動で力をいただいたということです。心というのは、一人の力ではできないこともみんなが共通した思いを持つことで、裁判長にも高松市にも変わってもらうことができたということです。紙が強かった、でも紙より本当に強いのは心でした。法律にある、要綱にあると言って紙が大事で紙が偉いという感じだったんですが、心のほうが強くて紙の内容を変えることができました。とても強い影響力をこの4つが持っているということがわかりました。そしてそれは全国に広がっています。

いろんな人に会って言われるのは実は自分の地域でも派遣で認められないことがあったけれども高松の裁判状況をみて派遣が認められたよということがあります。その地域も高松みたいに裁判を起こされてはいけないからその前に変えるということが実際にあったそうです。時代遅れのものは変えていかなければいけないという声もたくさん聞いています。全国に我々の取り組みを示したことで影響力があったんです。私たちが求め続けてきたことの成果があったんです。今もこれからも求め続けていきます。安心して暮らせる社会は近づいているのでしょうか？みなさんどう思いますか？まだまだ遠いのでしょうか？それはみなさんの力で変えられると思います。変える力があればその社会は近づきますし、力がなければ遠ざかります。ですから安心して暮らせる社会を目指すためには一緒に考えてほしいんです。今、自分だけが満足するのではなくて周りの人が困っていることではないかということを考えて、それをまとめて一緒に取り組んでほしい。先ほど言いましたように心で変えることができます。感情的になってケンカをするだけではだめですが、心で必ず人は変わります。固い頑固な鉄のような心もありますが、それも溶かすことができます。私達の行動、知恵、愛、力、心それが大切だと思います。みなさんと一緒に頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。また、裁判についてはまだ終わりではありません。これからもみなさんのご協力をいただくことがあると思います。どうぞよろしくお願いします。長い間ご清聴ありがとうございました。